

厚生労働大臣の定める掲示事項（1）

当院は厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示第72号)に基づく保険医療機関です。

I 入院基本料について

当院では、急性期一般入院料2の入院基本料の届出を行っております。
また、特定入院料として、地域包括ケア病棟入院料2、
回復期リハビリテーション病棟入院料1の届出を行っております。

当院では看護要員が下記表のとおり勤務しております。

病棟名	施設基準	看護職員数	1人当たりの受持ち数 (9時～17時)	1人当たりの受持ち数 (17時～9時)
1病棟	急性期一般入院基本料2(10対1)	14人以上	4人以内	15人以内
3病棟	地域包括ケア病棟入院基本料2(13対1)	10人以上	5人以内	15人以内
6病棟	回復期リハビリテーション病棟入院基本料1(13対1)	12人以上	5人以内	25人以内

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制及び褥瘡対策の基準を満たしております。

III DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.3191

(基礎係数：1.0283 + 機能評価係数Ⅰ：0.1827 + 機能評価係数Ⅱ：0.0885 + 救急補正係数：0.0196 + 激変緩和係数：0.0000)

IV 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

V 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、電話使用料、紙おむつ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用料、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。詳しくは別掲の「お知らせ掲示板」の料金表をご参照ください。

VI 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

同じ症状による通算の入院期間が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。
180日を超えた日からの入院が選定療養となり、1日につき入院基本料の15%は特定療養費としてご負担いただくこととなります。ただし、180日を超えて入院されている患者さんであっても、厚生労働大臣が定める状態にある患者さんは、健康保険が適応されます。

VII 医科点数表に規定する回数を超えて受けた診療について

患者さんのご希望により、医科点数表に規定する回数等を超えて受けた診療について特別に料金を徴収させていただきます。

Ⅷ 地方厚生(支)局長への届出事項について

当院では、東北厚生局長に下記の届出を行っております。

1) 入院時食事療養及び入院時生活療養について

入院時食事療養（Ⅰ）及び入院生活療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食18:00以降)、適温で提供しております。

2) 基本診療料の施設基準に係る届出

- ・ 急性期一般入院料2
注11（90日超えの療養病棟入院料1の算定）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 診療録管理体制加算2
- ・ 急性期看護補助体制加算（25対1）
- ・ 看護職員夜間配置加算（16対1）
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ 医療安全対策加算2
感染対策向上加算2
サーベイランス強化加算
- ・ データ提出加算2
- ・ 入退院支援加算1
- ・ 認知症ケア加算3
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料1
- ・ 地域包括ケア病棟入院料2
看護職員配置加算
看護補助・患者ケア体制充実加算1
看護職員夜間配置加算
- ・ 協力対象施設入所者入院加算

3) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・ 糖尿病合併症管理料
- ・ がん性疼痛緩和指導管理料
- ・ がん患者指導管理料イ・ロ
- ・ 救急外来医学管理料2及び同注3に
規定する外来緊急検査対応加算
- ・ 地域連携小児夜間・休日診療料の注2、
地域連携夜間・休日診療料の注2及び
救急外来医学管理料の注7に規定する
院内トリアージ実施体制加算
- ・ 薬剤管理指導料
- ・ 医療機器安全管理料1
- ・ 在宅患者訪問看護、指導料
- ・ 検体検査管理加算（Ⅰ）
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 外来化学療法加算2
- ・ 無菌製剤処理料
- ・ 二次性骨折予防継続管理料1
- ・ 二次性骨折予防継続管理料2
- ・ 二次性骨折予防継続管理料3
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
初期加算
- ・ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）
初期加算
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
初期加算
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
初期加算
- ・ 人工腎臓
導入期加算1
透析液水質確保加算
下肢末梢動脈疾患指導管理加算
慢性維持透析濾過加算
- ・ 経皮的冠動脈形成術
- ・ 医科点数表第2章第10部手術通則16に
掲げる手術（胃瘻造設術）
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 酸素の購入単価
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 看護職員処遇改善評価料30
- ・ 入院ベースアップ評価料98